

保護者様

幸手市教育委員会教育長  
幸手市立権現堂川小学校長

### 熱中症事故防止に係る臨時休業の取扱いについて

日頃より、本市及び本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。近年、全国的に気温の上昇が著しく、熱中症のリスクが高まる中、児童の健康と安全を守るための対応が重要となっております。

つきましては、熱中症事故防止の観点から、臨時休業の取扱いについて下記のとおりお知らせ致します。何卒御理解賜りますよう宜しくお願い致します。

### 記

#### 1 本市における熱中症事故防止に係る臨時休業の取扱い

熱中症特別警戒アラートの発令を、市内小中学校における臨時休業の基準とします。

#### 2 本取扱い設定の趣旨

学校教育法施行規則第63条に、「非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。(以下略)」と定められています。令和6年における、熱中症特別警戒アラートの発表回数は、全国で0回であったことを鑑みると、「熱中症特別警戒アラートが発令される場合は非常変災である」と捉え、臨時休業の基準とします。

#### 3 臨時休業に係る流れ

- (1) 前日午後2時頃、環境省熱中症予防情報サイトで発表となる、熱中症特別警戒アラート(WBGT予測値35以上)の発令があった際、原則臨時休業とします。
- (2) 各校から保護者等関係者宛にメール等で周知を図ります。

#### 4 臨時休業に係る留意点

- (1) 臨時休業とした場合、オンラインによる学習等の実施を積極的に行います。
- (2) 熱中症特別警戒アラートが発令された場合は、放課後児童クラブ(学童保育室)は、原則休室とします。ただし、夏季休業期間及び土曜日については、保護者の送迎により、登室中・降室中の熱中症事故防止への安全が確保されていることを踏まえ、原則開室します。

担当	幸手市立権現堂川小学校 教頭 田村紀子 TEL 48-0950
----	---------------------------------------